

財団法人静岡市清掃公社寄附行為

(昭和42年8月7日設立許可)

改正 昭和48年8月10日

昭和61年5月 6日

平成10年6月15日

平成11年5月 7日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人静岡市清掃公社（以下「この法人」という。）という。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、静岡市産女953番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、静岡市における清掃事業及び環境保全事業の公共性を確保し、能率的運営を推進することにより、市民の生活環境を清潔に保ち、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 一般廃棄物の処理に関する事。
- (2) 産業廃棄物の処理に関する事。
- (3) 浄化槽の清掃及び維持管理に関する事。
- (4) 静岡市からの清掃事業及び環境保全事業に関連する業務の受託に関する事。
- (5) 静岡市からの放置自転車の運搬の受託に関する事。
- (6) その他この法人の目的達成に必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号とし、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、やむをえない理由があるときは理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得て、静岡県知事の許可を得てその一部に限り処分することができる。

- (1) 基本財産として指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業による収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち現金は、金融機関へ預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(剰余金処分)

第9条 年度末に剰余金を生じたときには、理事会の議決を経てその全部若しくは一部を翌年度に繰り越すか、又は基本財産に繰り入れるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始する日の前日までに理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第11条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2か月以内に理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、返済期限が1年未満の短期借入金を除き、あらかじめ、その旨を静岡県知事に届け出るとともに、理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類別)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 1名 |
| (3) 常務理事 | 1名 |
| (4) 理事 | 10名以上15名以内 |

(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)

- | | |
|---------|------------|
| (5) 評議員 | 10名以上15名以内 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第15条 理事長は、静岡市長が指名する者をもって充てる。

2 理事(理事長は除く。)及び監事は、評議員会で選任し、理事長が委嘱する。

- 3 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 4 副理事長及び常務理事は、理事会の意見を聴いて理事長が委嘱する。
- 5 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長の命を受け、業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
- 5 評議員は、評議員会を構成する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員解任)

第18条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、評議員会（評議員にあっては、理事会。次項において同じ。）において、4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を通知するとともに、解任の議決を行う評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(職員)

第19条 この法人の事業を遂行するため、必要な職員を置き、理事長がこれを任免する。

第4章 会議

(会議の種別)

第20条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の構成)

第21条 理事会は理事長、副理事長、常務理事その他の理事をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(会議の権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに、必要に応じてこの法人に関する重要事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

3 理事会において、第5条第2項、第10条、第11条、第28条、第29条及び第30条に規定する事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(会議の開催)

第23条 理事会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

2 評議員会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第24条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号の場合には理事会を、同条第2項第2号及び第3号の場合には評議員会を速やかに招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、構成員に対しあらかじめ会議の目的である事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも5日前までに、通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(会議の議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(会議の定足数及び議決)

第26条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議に出席することのできない構成員は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について賛否の意見を明らかにした書面をもって表決することができる。この場合において、前2項及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したもののみなす。

(会議録の作成)

第27条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の氏名及び数
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議決した事項及び賛否の数
- (6) 会議録署名人の選任に関する事項

- 2 会議録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された会議録署名人2名が署名押印しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第28条 この寄附行為は、理事総数の4分の3以上の同意を経、静岡県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第29条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第30条 前条により解散したときの残余財産は、理事会の議決を経、静岡県知事の許可を得て市に帰属するものとする。

第6章 雑則

(委任)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の予算及び事業計画は、第10条及び第20条の規定にかかわらず設立発起人会の定めるところによる。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条の規定にかかわらず昭和44年3月31日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、静岡県知事の許可のあった日（昭和48年8月10日認可）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、静岡県知事の許可のあった日（昭和61年5月6日認可）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、静岡県知事の許可のあった日（平成10年6月15日認可）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、静岡県知事の許可のあった日（平成11年5月7日認可）から施行する。

役員名簿

平成23年3月31日現在の役員

役職名	氏名	備考
理事長	内山和俊	
副理事長	関清司	
常務理事	杉山勝敏	
理事	三浦雅司	
理事	工藤公彦	
理事	田中敬五	
理事	岸本俊秋	
理事	芦澤庄司	
理事	渡邊ユリ	
理事	小長谷重之	
理事	酒井康之	
理事	小原喜徳	
監事	帯金武	
監事	富野晃明	

職員人数

平成23年3月31日現在の職員

人 員	内 訳		
	事務職員	技術職員	運転手
60人	8人	33人	19人

平成22年度財団法人静岡市清掃公社

事業報告書

事業概況

本年度の公社事業（環境調和都市・静岡市創造事業）のうち、ごみ収集事業は家庭ごみ収集運搬業務において受託地域の増加はあったものの、一般廃棄物収集運搬業務で業務量が減少したため、前年度とほぼ同額の推移となりました。し尿・浄化槽事業については、公共下水道の普及等の影響により、し尿くみ取り業務、浄化槽維持管理業務、浄化槽清掃業務等が減少し、前年度比2.5%の減収となりました。加えて、リサイクル都市形成促進事業の放置自転車運搬業務も、0.9%の減額となり、経常収益全体では前年度比0.8%の減収となりました。

一方、経常費用は、引き続き経費の節減に努めてまいりましたが、車両リース料、法定福利費等の経費が増加し前年度比、0.3%の増加となりましたが、結果として20,660千円の黒字決算となりました。

事業会計決算収支計算書

1. 収益の収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分			金 額	備 考
1 経常収益			1,042,153,261	
	1 基本財産運用益		2,788	
		1 基本財産受取利息	2,788	
	2 特定資産運用益		80,000	
		1 特定資産受取利息	80,000	
	3 事業収益		1,032,071,079	
		1 環境調和都市・静岡市創造事業収益	1,032,071,079	
	4 雑収益		9,999,394	
		1 受 取 利 息	275,554	
		2 有 価 証 券 利 息	3,558,000	
		3 雑 収 入	6,165,840	
2 経常外収益			52,499	
	1 営業外収益		52,499	
		1 営業外収益	52,499	

支 出

(単位：円)

区 分			金 額	備 考
1 経常費用			1,017,652,368	
	1 事業費		1,005,282,842	
		1 事 業 費	1,005,282,842	
	2 管理費		12,369,526	
		1 管 理 費	12,369,526	
2 経常外費用			1,364,518	
	1 経常外費用		1,364,518	
		1 経常外費用	1,364,518	

2. 資金調達及び設備投資

収 入

(単位：円)

区		分	金 額	備 考
1固定資産売却代	1 固定資産売却代		244,691	
		1 車両運搬具売却代	244,691	
			244,691	

支 出

区		分	金 額	備 考
1 固定資産購入費	1 固定資産購入費		40,387,844	
		1 車両運搬具購入費	36,481,844	
		2 什器備品購入費	414,750	
		3 ソフトウェア購入費	1,023,750	
		4 構築物購入費	2,467,500	

財団法人 静岡市清掃公社

平成22年度 正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	備 考
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	2,788	
基本財産受取利息	2,788	
特定資産運用益	80,000	
特定資産受取利息	80,000	
事業収益	1,032,071,079	
環境調和都市・静岡市創造事業収益	1,032,071,079	
雑収益	9,999,394	
受取利息	275,554	
有価証券利息	3,558,000	
雑収入	6,165,840	
経常収益計	1,042,153,261	
(2) 経常費用		
事業費	1,005,282,842	
管理費	12,369,526	
経常費用計	1,017,652,368	
当期経常増減額	24,500,893	
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
車両運搬具売却益	52,499	
経常外収益計	52,499	
(2) 経常外費用		
車両運搬具売却損等	1,364,518	
経常外費用計	1,364,518	
税引前当期一般正味財産増減額	23,188,874	
法人税・住民税及び事業税	2,528,300	
当期一般正味財産増減額	20,660,574	
一般正味財産期首残高	591,604,265	
一般正味財産期末残高	612,264,839	
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額	0	
指定正味財産期首残高	0	
指定正味財産期末残高	0	
III 正味財産期末残高	612,264,839	

平成22年度 財団法人 静岡市
平成23年3月

資 産 の 部

(流動資産)			
現金預金		202,712,713	
定期預金		170,000,000	
貯蔵品		4,041,847	
未収金		88,655,042	
未収収益		713,148	
前払保険料		482,243	
前払金		<u>1,320,000</u>	
流動資産合計			467,924,993
(固定資産)			
基本財産			
基本財産定期預金		<u>3,000,000</u>	
基本財産計			3,000,000
特定資産			
車両	343,254,887		
減価償却累計額	<u>295,034,095</u>	48,220,792	
建物	148,527,992		
減価償却累計額	<u>31,022,063</u>	117,505,929	
建物附属設備	57,430,776		
減価償却累計額	<u>36,793,222</u>	20,637,554	
構築物	47,032,550		
減価償却累計額	<u>33,436,728</u>	13,595,822	
什器備品	18,762,469		
減価償却累計額	<u>16,161,255</u>	2,601,214	
電話加入権		333,700	
ソフトウェア	11,194,050		
減価償却累計額	<u>10,357,987</u>	836,063	
施設整備積立資金		<u>40,000,000</u>	
特定資産計			243,731,074
その他の固定資産			
投資有価証券		<u>350,077,000</u>	
その他の固定資産計			<u>350,077,000</u>
固定資産合計			<u>596,808,074</u>
資産合計			<u>1,064,733,067</u>

清掃公社事業会計貸借対照表

31日現在

(単位：円)

負債の部

(流動負債)

預り金	2,828,780	
前受金	272,430	
未払金	82,900,031	
納税引当金	2,528,300	
賞与引当金	<u>26,500,000</u>	
流動負債計		115,029,541

(固定負債)

退職給与引当金	<u>337,438,687</u>	
固定負債計		<u>337,438,687</u>
負債合計		452,468,228

正味財産の部

(指定正味財産)

寄付金	0	
指定正味財産計		0
(うち基本財産への充当額)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(0)	

(一般正味財産)

一般正味財産	<u>612,264,839</u>	
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	
(うち特定資産への充当額)	(243,731,074)	
一般正味財産合計		<u>612,264,839</u>
正味財産合計		<u>612,264,839</u>

負債及び正味財産合計

1,064,733,067

財 産 目 録

平成23年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
現 金 預 金	202,712,713
定 期 預 金	170,000,000
貯 蔵 品	4,041,847
未 収 金	88,655,042
未 収 収 益	713,148
前 払 保 険 料	482,243
前 払 金	1,320,000
基 本 財 産 定 期 預 金	3,000,000
車 両	48,220,792
建 物 附 属 設 備	117,505,929
建 物 附 属 設 備	20,637,554
構 築 物	13,595,822
什 器 備 品	2,601,214
電 話 加 入 権	333,700
ソ フ ト ウ ェ ア	836,063
施 設 整 備 積 立 資 金	40,000,000
投 資 有 価 証 券	350,077,000
資 産 合 計	1,064,733,067
(負 債 の 部)	
預 り 金	2,828,780
前 受 金	272,430
未 払 金	82,900,031
納 税 引 当 金	2,528,300
賞 与 引 当 金	26,500,000
退 職 給 与 引 当 金	337,438,687
負 債 合 計	452,468,228
差 引 純 財 産	612,264,839

平成 22 年度 財団法人静岡市清掃公社事業計画

1. 基本方針

静岡市環境公社（以下、移行登記完了までは「静岡市環境公社」は「静岡市清掃公社」と読みかえます。）のミッション、環境調和都市・静岡市プロジェクトロジック・モデル（別添資料）に基づき、静岡市及び関係諸団体との協働・連携によりセーフティーネット機能強化事業、ごみの収集事業、し尿・浄化槽事業、リサイクル都市形成促進事業、環境保全事業など総合的な環境事業を推進することにより、地域におけるセーフティーネットとしての役割を果たすとともに、環境低負荷型都市の建設並びにより良い環境の創造及び保全を促進し、もって持続的発展可能な環境調和都市・静岡市の実現に寄与することを目的とする事業を実施していきます。

2. 事業計画の総括

（財）静岡市清掃公社事業のうち、一般廃棄物事業（し尿くみ取り業務）及び浄化槽事業は、例年のとおり浄化槽や下水道の普及の影響で、事業が減少し続けています。産業廃棄物事業も経済活動の低迷を受け、排出量が減少しておりその結果、下水汚泥運搬量等も減少するものと予想されます。

市指定ごみ容器販売業務の販売枚数は、平成 20 年度は処理手数料の値上げに伴い一時的に増加となりましたが、計画的に事業を進めるためには、市と事業所の排出指導を実施するなど、今後の課題を検討して取り組んでいく必要があると考えます。また、家庭ごみ収集事業は、当公社の主要業務であり今後も積極的に取り組み、業務の効率的な運営を進めていきます。この他、環境保全事業についても、新規業務を研究し、新たな業務の開拓に取り組みながら、これらの事業を総合的に推進することにより、市とのパートナーシップを深めながら、環境保全事業におけるセーフティーネットの一翼を担い、持続的発展可能な環境調和都市・静岡市の実現を目標とする公益財団法人への移行を推進していきます。

3. 事業内容

（1）セーフティーネット機能強化事業

当事業は、し尿及びごみの収集事業を円滑に実施し、生活環境を清潔に保つことを通じて、持続的発展可能な環境調和都市・静岡市の実現を目的とする事業です。

①市との連絡協議、計画、立案については、平常時並びに緊急時におけるし尿及びごみ収集・運搬事業について、地域におけるセーフティーネットと

しての役割を果たすことにより、より良い環境の創造及び保全を促進し、どのような状況下においても、し尿及びごみ収集運搬事業を中断することなく安定的に継続することを目的とする事業です。そのために常に静岡市との連絡・協議を行い、事業を円滑に推進するための方策や、安定的な収集運搬業務を継続するため、収集車両を分散配備しリスクを回避する方策等について検討していきます。

②し尿くみ取り業者廃業時対策については、事業縮小に伴い民間事業者が廃業しても、くみ取りトイレを有する市民に不便をかけないように中断することなく安定的に継続することを目標とし、静岡市と協働・連携して民間事業者が廃業したときの対応を検討していきます。

③新型コロナウイルス対策については、新型コロナウイルス流行時においても、事業を継続実施し市民の生活環境を清潔に保ち、公衆衛生の向上を目的としています。平常時においても静岡市と協働・連携して、事業継続計画を検討していきます。

④大規模災害時対策については、し尿及びごみ収集運搬業務は、市民の最低限の生活を維持するために不可欠であるため、大規模災害発生後、速やかにし尿及びごみ収集運搬事業を再開し、市民の生活環境を清潔に保ち、公衆衛生の向上をはかることを目的として行います。

(2) ごみ収集事業

当事業は、一般廃棄物の収集運搬業務、家庭ごみ収集運搬業務及び産業廃棄物収集運搬業務等の事業を円滑に実施し、生活環境を清潔に保つことを通じて、持続的発展可能な環境調和都市・静岡市の実現を目的とする事業です。

①一般廃棄物収集運搬業務については、事業所等より排出される一般廃棄物を収集し、市清掃工場へ運搬する業務です。業務を受託する際、事業所に対して事業系一般廃棄物を適正に排出するよう指導を行います。

31 箇所

②家庭ごみ収集運搬業務については、一般市民から排出される家庭ごみを、月曜日から土曜日まで収集し、清掃工場へ搬入する業務を行います。

駿河区ほか

③清掃工場の焼却灰等収集運搬業務については、静岡市の清掃工場から排出される廃棄物（焼却灰等）を運搬する業務を行います。

2 箇所

④市指定ごみ容器販売業務については、静岡市内の事業所が一般廃棄物を家庭ごみ集積所へ排出する際使用する、ごみ容器購入依頼に対し配達・販売する業務です。配達・販売する際、事業所に対して一般廃棄物を適正に排出するよう指導を行います。

予定販売数 1,050,000 袋

⑤産業廃棄物収集運搬業務については、静岡市内の事業所から排出される産業廃棄物を収集し、処理工場等へ運搬する業務です。業務を受託する際、事業所に対して産業廃棄物を適正に排出するよう指導を行います。

1 か所

⑥市下水処理場の汚泥・焼却灰収集運搬業務については、静岡市の下水処理場から排出される廃棄物（汚泥、焼却灰）を収集し、運搬する業務を行います。

2 か所

(3) し尿・浄化槽事業

当事業は、し尿くみ取り業務、公共施設くみ取り業務及び浄化槽清掃業務等の事業を円滑に実施し、施設及び周辺的生活環境を清潔に保つことを通じて、持続的発展可能な環境調和都市・静岡市の実現を目的とする事業です。

①し尿くみ取り業務については、静岡市民からのし尿くみ取り依頼に対応する業務を行います。

1,450 世帯

②公共施設くみ取り業務については、静岡市内の公共施設からのし尿くみ取り依頼に対応する業務を行います。

2 施設

③浄化槽維持管理業務については、静岡市民からの浄化槽管理依頼に対応する業務を行います。その際、浄化槽管理士が浄化槽の適正使用について指導しています。

4,100 基

④汚水処理場施設管理業務については、静岡市内の住宅団地、大型アパート、公共施設からの依頼を受け、汚水処理施設を管理する業務を行います。浄化槽管理士及び浄化槽技術管理者（大規模槽 501 人以上）が適正管理について指導をしています。

65 か所

⑤浄化槽清掃業務については、静岡市内の浄化槽を所有している市民、事業所等からの清掃依頼に対応する業務を行います。なお、浄化槽管理士が浄化槽の適正使用について指導しています。

4,400 件

⑥南部中継所維持管理等業務については、静岡市南部中継所の施設を維持管理する業務を行います。

1 施設

(4) リサイクル都市形成促進事業

当事業は、放置自転車運搬業務、ごみリサイクル展業務等の事業を円滑に実施することにより、市街地の景観、美観の維持・保持そして、ごみ減量の推進及び市民への情報提供を行うことにより、持続的発展可能な環境調和都市・静岡市の実現を目的とする事業です。

①放置自転車運搬業務については、静岡市内に放置されている自転車を撤去し、収集運搬する業務を行います。

2 か所

②4R推進業務については、静岡市及び関連団体との協働・連携により総合的な環境事業の一環として、ごみリサイクル展、暮らしの中の4つの運動(4R)事業を推進し、ごみ減量の重要性並びにレジ袋有料化の取り組みをPRしていく業務を行います。

③ごみリサイクル展業務については、静岡市及び関連団体との協働・連携により総合的な環境事業の一環として、ごみリサイクル展に参加し、ごみ減量、リサイクルの重要性をPRしていく業務を行います。

(5) 環境保全事業

当事業は、清流保全活動等業務及び環境教育等業務の事業を円滑に実施し、静岡市の有する山、川、海といった素晴らしい自然環境を保全することを通じて、持続的発展可能な環境調和都市・静岡市の実現を目的とする事業です。

①清流保全活動等業務については、静岡市民の水道水源である安倍川、藁科川、興津川を保全するため、静岡市及び関連諸団体との協働・連携により、河川環境アドプトプログラムやクリーン作戦などを実施する事業を行います。

②環境教育等業務については、静岡市民を対象に環境関係の出前講座(ごみリサイクル、静岡市の環境、地球温暖化、生物多様性、静岡市の清流等)を開催し、受講生の活動を支援するなど、活動の輪を拡大していく事業で、移行後実施します。

事業会計予算書

収益の収入及び支出
収入

(単位：千円)

区 分		予 定 額	備 考
1 経常収益		1,056,150	
	1 基本財産運用益	10	
	1 基本財産受取利息	10	
	2 特定資産運用益	80	
	1 特定資産受取利息	80	
	3 事業収益	1,046,400	
	1 環境調和都市・静岡 市創造事業収益	1,046,400	
	4 雑収入	9,660	
	1 雑収入	9,660	

支出

区 分		予 定 額	備 考
1 経常費用		1,054,430	
	1 事業費	1,040,993	
	1 事業費	1,040,993	
	2 管理費	13,437	
	1 管理費	13,437	
2 経常外費用		1,720	
	1 経常外費用	1,720	
	1 経常外費用	1,720	

資金調達及び設備投資

収入

(単位：千円)

区 分		予 定 額
1 固定資産売却代		180
	1 固定資産売却代	180
	1 車両運搬具売却代	180

支出

区 分		予 定 額
1 固定資産購入費		43,800
	1 固定資産購入費	43,800
	1 車両運搬具購入費	38,700
	2 什器備品購入費	1,000
	3 ソフトウェア購入費	1,100
	4 構築物購入費	3,000